

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 計画について

門真市子ども・子育て支援事業計画は「子ども・子育て支援法」に定められた5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

この計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策や、本市の子ども・子育て施策の円滑な実施について定めるものです。

本市では、下記の計画内容を含んだ一体的な計画として策定しています。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」

2. 計画期間について

現行の第2期計画の計画期間は令和2年度～令和6年度であるため、第3期計画の計画期間は令和7年度～令和11年度となりますので、第3期計画は令和6年度末までに策定する必要があります。

平成27年度～令和元年度	令和2年度～6年度	令和7年度～11年度
第1期計画	第2期計画 (現行)	第3期計画

3. 策定体制について

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画を定める際は子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

そのため、「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会」において検討した計画内容を「門真市子ども・子育て会議」に示し、意見を聴取しつつ計画の策定を進めることとなります。

4. 想定スケジュール

